6　［略］

⑴　電気事業財務費用の整理

①　［略］

1）　発生の主な原因を勘案して、水力発電設備（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。以下同じ。）、火力発電設備（汽力発電設備及び内燃力発電設備をいい、火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。以下同じ。）、原子力発電設備（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。以下同じ。）、新エネルギー等発電設備（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。以下同じ。）、送電設備（発電所内に存する送電設備を含む。以下同じ。）、変電設備（発電所内に存する変電設備を含む。以下同じ。）、配電設備（発電所内に存する配電設備を含む。以下同じ。）、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。）を算定し、これらを合計した額（以下「固定資産合計額」という。）を算定すること。

［略］

2）　［略］

②　［略］

⑵・⑶　［略］

⑷　［略］

①・②　［略］

③　①及び②により整理された非離島供給費用を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

［削る］

［削る］

⑸～⑺　［略］

⑻　⑴から⑺までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑻、⑼及び⒂において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費（使用済燃料再処理等既発電費を除く。）、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑻、⑼及び⒃において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、

6　［略］

⑴　電気事業財務費用の整理

①　［略］

1）　発生の主な原因を勘案して、水力発電設備（水力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、火力発電設備（汽力発電設備及び内燃力発電設備をいう。以下同じ。）（火力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、原子力発電設備（原子力発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、新エネルギー等発電設備（新エネルギー等発電所内に存する送電設備、変電設備及び配電設備を除く。）、送電設備（発電所内に存する送電設備を含む。）、変電設備（発電所内に存する変電設備を含む。）、配電設備（発電所内に存する配電設備を含む。）、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。）を算定し、これらを合計した額（以下「固定資産合計額」という。）を算定すること。

［略］

2）　［略］

②　［略］

⑵・⑶　［略］

⑷　［略］

①・②　［略］

③　①及び②により整理された非離島供給費用を、次の方法により、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

1）　事業者が離島以外において保有する水力発電設備、火力発電設備及び新エネルギー等発電設備のうち、電気の周波数の値の維持等を行うために発電出力の増加又は減少を行う発電設備の営業費用項目ごとの額のうち販売電力量にかかわらず必要なものについては、営業費用項目ごとに、配賦基準（当該発電設備の最大出力に対する電気の周波数の値の維持等のために増加する発電出力又はそれ以外の発電出力に占める割合をいう。）を用いてアンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用に整理すること。

2）　1）以外の営業費用項目ごとの額を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用又は非アンシラリーサービス費用に整理すること。

⑸～⑺　［略］

⑻　⑴から⑺までにより整理された送電費、水力発電費のうちのアンシラリーサービス費用、火力発電費のうちのアンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちのアンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑻、⑼及び⒂において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費（使用済燃料再処理等既発電費を除く。）、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この⑻、⑼及び⒃において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。

この際、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費